

入札書

次のとおり届けます。

当社は、消費税及び地方消費税に係る

☐ 課税事業者です。

☐ 免税事業者です。

大阪市契約担当者

令和 年 月 日

大阪市デジタル統括室長 鶴見 一裕 様

住所又は

事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について、関係法令・貴市関係規程を遵守し、裏面に記載の通知事項等を確認のうえ次の金額で申し込みます。

金額	十億	百万	千	円
----	----	----	---	---

記

事 業 名 称	ASP・SaaS型大容量ファイル送受信サービス利用（長期継続）
契 約 期 間	令和7年7月1日から令和11年6月30日まで

入札参加通知事項

1 入札に付すべき事項	ASP・SaaS型大容量ファイル送受信サービス利用(長期継続)
2 入札保証金	免除（大阪市契約規則第19条第1項第2号による。）
3 入札執行場所	大阪市役所本庁舎 デジタル統括室 地下2階 第2会議室
4 入札執行日時	令和7年6月6日(金) 午前10時30分
5 入札の無効	次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。 なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。 ・ 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札 ・ 落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の入札 ・ 再度入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札 ・ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札 ・ 本市が交付した入札書を用いないでした入札 ・ 同一入札において、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
6 落札者の決定方法	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
7 契約書作成の要否	要（大阪市契約規則第34条第1項による。）
8 入札書記載方法等	落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
9 その他	・ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。 ・ 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ・ 落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ・ 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 ・ 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。 ・ 入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。